平成２６年（フ）第８５号
栃木県佐野市黒袴町438番地
破産者　田村興業株式会社
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第１０７号
栃木県佐野市免鳥町新田441番地
破産者　有限会社マエダテクニカル
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第１１７２１号
東京都青梅市河辺町１丁目866番地１―303
破産者　株式会社カンコウ
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１７２２号
埼玉県日高市大字猿田175番地
破産者　関口　　修
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１０３号
東京都清瀬市中里１丁目707―13―201
破産者　中西　直子
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５７１９号
東京都渋谷区富ケ谷１丁目９番19号
破産者　株式会社ワイイーエス
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１００９６号
埼玉県所沢市西所沢１丁目４番14号
破産者　有限会社ディー・ホテルサービス
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１００９７号
埼玉県所沢市西所沢１丁目22―５、開始決定時の住所埼玉県所沢市西所沢１丁目４―14山和ビル４Ｆ
破産者　荻原　秋雄
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１６９７号
東京都立川市上砂町５丁目59―１―401、開始決定時の住所東京都立川市一番町５丁目２―４―509
破産者　柳沢　幹雄（旧姓渡辺）
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２３７５号
神奈川県平塚市紅谷町17番１号　興栄ビル
破産者　株式会社インターシステム
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２４６６号
東京都青梅市千ヶ瀬町４丁目580―１―102
破産者　目黒　昭夫
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２６４２号
東京都多摩市鶴牧５丁目７―６
破産者　吉迫　聡美
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２６５６号
東京都大田区田園調布２丁目26番１号
破産者　株式会社トマトランタン
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２６８５号
東京都墨田区東向島５丁目19―14―201
破産者　多田　嘉伸
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２７４６号
東京都葛飾区青戸４丁目６―16―311
破産者　佐々木豊智
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２７８２号
千葉県市川市原木１丁目15―25―102、開始決定時の住所埼玉県所沢市西所沢２丁目７―３―102
破産者　廣瀬　　親
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２７８３号
千葉県市川市原木１丁目15―25―102、開始決定時の住所埼玉県所沢市西所沢２丁目７―３―102
破産者　廣瀬　洋子
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７８号
神奈川県川崎市多摩区菅稲田堤２丁目10―15第二三幸ハイツ207、開始決定時の住所神奈川県川崎市多摩区菅６丁目13―１―307
破産者　島津　浩司
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１５７号
埼玉県さいたま市北区植竹町２丁目69―Ｃ―723
破産者　高峰裕次郎
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２４９号
埼玉県川口市戸塚１丁目２―19―1403
破産者　石原　大和
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２７２号
東京都葛飾区柴又３丁目28―19
破産者　福田　泰彦
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２８９号
東京都大田区大森南１丁目20番14号
破産者　株式会社グリーンアースＩ＆Ｉ
1　決定年月日　平成27年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部